

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。発言通告に沿いまして、一般質問を行います。

まず第一に、後期高齢者医療について伺います。

75 歳以上の国民を後期高齢者と呼称し、これまでの健康保険制度から分離した都道府県単位の後期高齢者医療保険制度が施行されてから 9 年が経過しました。この制度は、高齢者を差別する世界でも異例の高齢者いじめの制度です。この制度の導入を担当した厚生労働省課長補佐が医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じていただくと放言したように、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押しつける制度です。まるでうば捨て山だと怒りの世論が広がる中、設けざるを得なかったのが、保険料の特例軽減であり、最大 7 割の軽減措置をさらに 9 割まで軽減しています。国は制度施行 10 年目に当たる 2017 年度から保険料の軽減措置を廃止するとしています。そこで次の点を伺います。

まず第 1 点目に、国は保険料の軽減措置を平成 29 年度から原則的に本則に戻すとしているが、どのようになるのかを、まず第一に伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

後期高齢者医療の保険料には、世帯の所得に応じた均等割額と所得割額の軽減制度が設けられています。本則の軽減は、①低所得者の均等割額を 7 割、5 割、2 割軽減する。②社会保険の被扶養者であった方の軽減、均等割額を 5 割軽減を 2 年限り。所得割額は賦課しない。となっています。後期高齢者医療制度の施行に当たり、激変緩和の観点から、平成 20 年度以降、本則の軽減を拡大する特例措置として、（1）低所得者の更なる保険料軽減、均等割額の 9 割、8.5 割軽減、所得割額の 5 割軽減。（2）社会保険の被扶養者であった方のさらなる軽減、均等割額の 9 割軽減、期限なし。が実施されてきましたが、平成 29 年度から、特例部分の見直しが行われることになりました。

見直しの概要として、低所得者に対する均等割額の 9 割及び 8.5 割軽減は、当面据え置きとなり、平成 29 年度における社会保険の被扶養者であった方に対する均等割額の 9 割軽減は 7 割軽減に、低所得者に対する所得割額の 5 割軽減は 2 割軽減となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国が施行するに当たってですね、当初の予定していたものより、激変緩和措置をとるということでですね、今言われたような割合になっているというふうに思いますが、最終的にはですね、そう言われても、基本的には8.5割軽減も7割になるし、9割軽減も7割になる。また、元被扶養者についてはですね、最終的には75歳から2年間は9割だが、その後は5割、そして3年目以降はゼロにするという、こういった基本的な方針は変わりはないというふうに思います。そういった点でですね、そういったときに、なったときに、例えば、芦屋町の8.5割軽減、また9割軽減、また健保の被扶養者だった9割軽減の方の保険料は、それぞれ何倍になるのか。また何人の方がそういった負担増になるのか。それはわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

福岡県後期高齢者医療広域連合が、県内の対象者数を推計していますので、同じパーセントを使って、芦屋町における影響人数を述べたいと思います。

まず、低所得者に対する均等割額の9割軽減及び8.5割軽減は、当面据え置きになりますが、全体の39.9%と見込んでいることから、芦屋町の被保険者数2,148人、平成29年1月末を乗じると857人、社会保険の被扶養者に対する均等割額の軽減特例が9割軽減から8.5割軽減になる方は、2.1%ですので45人、9割軽減から7割軽減になる方は4.2%ですので90人、低所得者に対する所得割額の5割軽減が2割軽減となる方は、9.9%ですので213人となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われたように、そういった激変緩和措置をとった中でもですね、それぞれ述べられたように、8.5割軽減が857人負担がふえるというふうになっております。全国的に言えばですね、8.5割軽減、9割軽減は747万人、被用者保険の被扶養者は9割軽減が169万人いるということで、高齢者の中の相当の方々がですね、この軽減措置がなくなるということで、負担がふえるということになります。最終的にですね、8.5割軽減が7割軽減、9割軽減が7割軽減。そして、被用者保険から後期高齢者に移行して2年目以内の方は5割軽減、3年目以降の方は5割軽減になるというふうになっていますが、こういった方々がそれぞれ今の保険料からどのくらい、何倍になるのか。そういったところはわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

それまでに關しての資料はそろえておりませんし、町独自では計算ができかねます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

激変緩和措置ですね、そういった割合が変わってきているというものもありますが、国が試算したところによりますと、8.5割軽減から7割軽減になるのが2倍、保険料が2倍になると。9割軽減から7割軽減になれば3倍になると。被用者保険の方は3年目以降の方は5割軽減の適用外で10倍になるというですね、やはり年金生活をする高齢者にとっては相当な負担がふえるということが国も認めております。

それでは第2点目のですね、軽減措置が廃止されれば保険料を払えない高齢者が増大し保険の崩壊につながるのではないかと。こういった懸念がされますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

今回の見直しは、後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、特例部分の見直しが行われることになったものです。見直しにおいては、据え置きも含め、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定など、一定の激変緩和が講じられています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国はこういった措置でですね、この制度をずっと続けていくという、そういったことを言っていますが、先ほども言ったようにですね、高齢者にとっては、年金が減額される中、病気の悪化につながる危険な受診の手控えにつながっていき、やはり金の切れ目が命の切れ目になるという、そういったことがですね、やっぱり懸念されるわけですよ。それについて、町としては何らかの施策を考えるのか。そういった考え方はあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

そのあたりにつきましては、今後の後期高齢者医療のですね、部分の推移を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

後期高齢者医療は広域連合議会でやっていますので、そういった点ではですね、福岡県の後期高齢者医療連合の中での論議が必要だと思いますが、県にはですね、この後期高齢者医療について財政安定化基金というのがですね、あります。この県のですね、この財政安定化基金の活用を含めてですね、保険料を引き下げの手だてを取るべきだと思いますが、そういった点では、いかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

財政安定化基金は県に設置されており、福岡県後期高齢者医療広域連合の保険給付費の増大や保険料の収入不足による財政不足等について、広域連合への資金の貸し付けや交付を行うことが本来の目的となっています。

また、広域連合独自で保険料の引き下げを行うことは、財源の確保が必要となり、新たに被保険者からの保険料や構成市町村の一般財源からの負担を求めることとなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

後期高齢者医療広域連合の昨年の収支では、内部留保金が、余剰金が130億円あったわけなんですけど。後期高齢者ではそういった余剰金自体を使ってですね、保険料を上がらないように引き下げるように使うということで、それを使って今年度の保険料設定がされたわけなんですけど。それによってですね、3,800円程度ぐらいですね、確か引き下げられたんではないかなと思います。まだまだその県にはですね、約60億円の財政安定化基金がためられています。こういったですね、財政安定化基金を後期高齢者医療制度では使ってはいけないというふうには、国は言っていません。そういった点ではですね、先ほど言ったように、激変緩和措置をとる中でも負担がふえていくという状況の中で、こういったものをぜひね、使っていったら、保険料の引き下

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

げ、負担の軽減を図るべきというふうに思いますが。

残念ながら、後期高齢者医療制度の広域連合議会は、一応 1 市 4 町の間・遠賀地区では、首長の中から 1 人出るということになっていて、住民の代表である議会とかそういったところから出るシステムになっていません。福岡市とか北九州市とかは、議員もですね、代表者として出て行って、住民の声を反映しているということではありますが、そういった点ではなかなかですね、住民の声が反映されずに、年にたった決算と予算の 2 回の議会しかない中でですね、こういったことが決まっているというところにやっぱり大きな問題があると思います。そういった点ではですね、こういった住民の声が届かない広域連合議会ではなくて、やはり第 4 点目に書いてあるようにですね、軽減措置の継続を求めるとともに、やはり大幅な保険料負担を押しつける制度は存続すべきではなく、もとの老人保健制度に戻すように国に求めるべきではないかというように私たちは考えていますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

福岡県後期高齢者医療広域連合は、全国の広域連合と共同し、数回にわたり国に対して、低所得者の保険料軽減特例措置については、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、きめ細かな激変緩和措置を講ずることを強く要望してきましたが、現行制度の維持は行われなかったものの、被保険者間の負担の公平性、現役世代や公費により支えられている後期高齢者医療制度の持続可能性の確保を図る観点から、受け入れざるを得ない状況であったと聞いています。

また、元の老人保健制度に戻すことは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合から、町の運営に戻すこととなります。高齢化率が年々高まっている状況では、運営自体が厳しいものになります。このため、既に定着している後期高齢者医療制度については、町としても広域連合の方針に沿っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

やはり、広域連合としてもですね、そういった考え方でですね、戻す考え方はないということを書いておりますが、しかしやはり、この上がり続ける保険料や大幅な保険料負担増を押しつける制度ではですね、高齢者のやっぱり命に関わる問題であるというふうに、やっぱり受け止めなければならないと思っています。そしてまた、広域連合自体には、住民の声が届かないようなそういったシステムになっているという点で。

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

最後に町長にお伺いしますが。先ほど言ったように、広域連合議会の議員は中間・遠賀郡 4 町の首長が出ているというふうに思いますが、ほかにもやはり、市長・町長でですね、後期高齢者医療制度についての保険料のあり方とか給付のあり方とか、そういったところが話し合う場はあると思うんですが、そういった中で、やはり今のこの、先ほど言ったように負担が増えていく問題とか、そういったものを取り上げて、やっぱりそれを少しでも住民の負担が軽くなるように、高齢者の負担が軽くなるようにするという、そういった意見をぜひその中でも言っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の後期高齢者医療についての御質問につきまして、先ほど来より何項目かにわたってあつておるわけでございますが。まさにそのとおりだとは思いますが。一番議員がおっしゃりたいことは、間違っていたら申しわけないんですが、その部分を町の、いわゆる上がった分等々を町の財政でなんとかカバーできないかということではないかと思っておるわけでございますが。私も後期高齢者の広域連合の理事として参加させていただいておるのは、議員も御存知だと思います。先ほど来より課長がいろいろ御説明申し上げましたように、じゃあ町単独でできるかというのをですね、これはやはり国の財源の補完というか、国が確保していただかないと。全国津々浦々いろいろな財源の厳しいところもあるし、豊かなところもあるでしょう。そういうようなことも、意味も含めまして、こういう広域連合というのができたと私は解釈しております。

質問の趣旨でございますが、国に対してものを言うということは、広域連合でも、この先ほど来より出ております激変緩和からの問題でございますが、これは広域連合といたしましても、現行を維持してほしいと陳情を致したところでございますが、今回は現行制度の維持は行われませんでした。一定の激変緩和措置がとられておるということでございます。県の全ての市町村が加入しております広域連合の一員といたしまして、ある程度の広域連合の考え方は尊重していきたいと思いますが、今言われましたようなことは、つかさつかさで発言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほども言いましたように、昨年の保険料はですね、広域連合の議会の中の論議で、やはり議員が余剰金を使って、それによって保険料を引き下げるといふ、そういった論戦の中でやっぱり

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

実現したものであります。なかなか最初言われたように、町長が町単独でという点は、広域連合に入っているのが町単独でやるというのは、なかなか今のシステムでやるというのは難しいですけど、広域連合全体でそういった保険料を引き下げるとか、抑制するとかそういうことはできるといふふうに思いますので、その点ぜひですね、住民の声を広域連合の中でも出していただきたいと思います。

続きまして国保の広域化について伺います。

2018年度から国保の運営を都道府県と市町村が共同で担うことになりました。県が財政運営の責任主体で保険証は県国保証となり、県が国保財政運営の責任を持つこととなります。県は医療費給付費から公的などによる収入を差し引いて、県全体で集めるべき保険料収納必要額を算出し、それを医療費水準に応じて市町村の納付金を算出します。市町村は県が決定した納付金を納めることとなります。そのため市町村は被保険者から国保料の賦課、徴収を行います。具体的には、全国統一の基準をもとに、県が市町村ごとの標準保険料率を示します。市町村はそれを参考にして保険料を決めます。加入者から保険料を徴収、保険証の発行など資格管理はこれまでどおり市町村が行います。

そこで伺いますが、まず第一点目の国保の都道府県単位化で町の国保の運営はどのように変わると考えるのか、まずその点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなります。一方、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

市町村の役割は、今までとそれほど変わりませんが、この中に県のほうがですね、国保の運営方針とか、国保運営協議会そういったものをですね、行っていくということになって、市町村ごとの国保事業費の納入金を決定すること。市町村の標準保険税率等の設定を行うという大事なところ、特に保険料にかかわるところですね、県が主体的にやることとなります。それで、あと1年後にはですね、国保の広域化が始まるわけですけど、県のほうとしてもですね、国保の広域

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

化をやったら保険料設定はどのくらいになるのか、そういった試算をやっていると思いますが、その点は、試算は出されているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まだ標準保険料率は決まっておらず、今まで2回の試算がありましたが、負担のあり方について、今後の検討を深めるために、現行制度を前提にした一定の条件のもとで、給付金・標準保険料率をシミュレーションしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

県のほうではまだ具体的なですね、試算は出ていないということですが。例えば、これは埼玉県県の広域化の問題ですけど、埼玉県ではですね、一応試算をやって、それを公表しています。新聞によりますと、「国保税 最大7割増しに」ということですね、統一した算定方式による標準保険税率を適用した場合、市町村によっては、保険税額が最大7割増しになるとしている。国保税額は市町村平均で31%増となり、増加分が大きい自治体では65%から77%増、下位自治体でも5%から10%増と負担がふえるという、こういったですね、試算をしています。ただ、この試算には、一般会計からの繰り入れをする自治体とか、それから充当する自治体、そういったものがありますが、それをのけた中での試算となっておりますので、そういった点ではですね、一般会計の繰り入れとか、充当とかをしなければですね、相当な負担額が出てくるということになります。

それで2点目にですね、県は標準保険料率を適用した場合の試算は行っているのかは、したので、芦屋町は県が策定する標準保険料率を使って試算し徴収するのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

県は、市町村ごとの納付金を決定し、納付金を納めるための必要な標準保険料率を示します。これにより、町は当保険料率を参考にして、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。さらに、徴収した保険料等を財源として、納付金を県に支払うこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君



平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

標準保険料率を使ってやることとなりますが、それぞれ福岡県内でもいろいろな自治体がありますけど、それぞれの自治体で独自医療を取り組んだり、保健事業とかいろいろなところをやっていると思いますが。そういった部分については、この標準保険料率の中には入って含まれていないと考えます。そういった点ではですね、第4点目の町が独自で行う給付事業や保健事業は継続されるのか。また、削減される、そういったことがあるのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

芦屋町では、子ども医療、ひとり親家庭等医療及び重度障害者医療において、中学3年生まで、入院、通院ともに無料としています。この予算は一般会計に計上しており、国保以外の保険も対象となっています。

また、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるための健康診査及び保健指導によって、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指します。この事業は、町に義務づけられていることから、今後も続けていくこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現在やっている保健事業、そういったものを広域化になっても後退させることはないという、そういった内容だというように受け取りますので。

それではですね、5点目の先ほども言いましたように、一般会計からの繰り入れとか、そういったことをしないとイケない状況になったときには、相当の国保料のアップというのが考えられますけど、芦屋町としては、現在も一般会計からの繰り入れをですね、行って、最終的には補正予算でも行うという形をとっていますが、今後もですね、こういった一般会計の繰り入れは維持していくという、そういった考え方でよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

国は、平成30年度以降、追加公費の投入や納付金の導入、財政安定化基金の設置等により、国保財政の赤字を解消しやすい仕組みになると考えられることから、収納率向上や医療費適正化

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

等の取り組みを進めることで、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を設定して赤字の解消に努めることとしています。しかし、30年度からの国保の広域化によって、どのようなことになるか不透明な部分もあることから、今後の推移を見守っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一般会計からの繰り入れについては、今後の不透明な中でということで、推移を見守るということでしたが、前々回、やはり半年か1年ほど前にも、この国保の広域化の問題で質問したときには、確か理事者の方は、副町長か町長か、今後とも一般会計からの繰り入れは行いますという、そういった答弁をされたというように記憶しております。それと、確かに県の適正化の方針とかそういったものにおいても、最終的には課長が言ったようにですね、赤字解消を目指すということにしていますが、ただ一般会計からの繰り入れについてはですね、それぞれの自治体の裁量で行えることだから、県とかまた厚生労働省もそれに対して口を出せるものではないという、そういったことも言っております。そういった点ではですね、やはり、住民の軽減負担、そして何よりもやっぱり国保料が上がっていけば、国保料を払えない方が出て来られるということ。それでは町の国保会計の滞納がふえていく問題もありますし。また、そういったことをやっていく中で資格証明書の発行やですね短期証の発行、そういったものが行われて、やはり医療にかかれないという問題が生まれてくるという。これは財政的な問題とかそういった問題ではなくて、やはり憲法に保障される、憲法25条の精神からいっても、そういったことがあってはならないと思いますが、そういった点ではですね、今後とも一般会計からの繰り入れをですね、行い、町としての最低限の責任を果たしていくということをですね、私はしなければならぬと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この問題はいつも出てくることでありますが。もう議員御存知のように30年度から国保の運営は、都道府県が財政運営責任を負うということの中心的な役割を行うという仕組みに大きく変わろうとしておるところであります。現在、この移行に係る協議などが連合で行われております。

芦屋町ではどうするかと、今後そうなった場合、どうするかという御質問ですが、ここ数年、国保税では医療費の給付などを賄っておりません。一般会計から繰り出しに頼ってきたことは、これはもう議員の御存知のとおり、事実であるわけではありますが。一方、社会保険の方と比べると

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

とですね、これは社会保険の被保険者の方にとっては非常に公平ではないのではないかという意見もあるということは、もう周知の事実であるわけであります。しかし、国保の加入者が社会保険の方と比べると、所得の差があると言わざるを得ないところであります。したがって、一定程度の一般会計からの繰り出しは、いたし方ないところではないかと思っております。また、医療保険は、保険料で医療費を賄うという大原則があるわけであります。

このような中、今後の保険料や一般会計の繰り出しなど、現段階で、今のこの段階です、具体的な考えというのは、今お示しすることは難しい、今、段階に来ておるわけであります。30年度から大きく変わる国保の制度につきましては、現状を踏まえ鋭意検討してくとともに、納付金や標準保険料率などが明らかになったときには、今後の方向性などについて町の考え方をまとめていきたいと思っております。いずれにいたしましても、この方向性がはっきりしないと、今の段階です、どう変わっていくのかというのは不透明でございます。その辺は御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど課長の答弁の中でですね、県のほうで国保財政化基金が設置されるということをおっしゃっていましたが、先ほども言ったように、県の納付金額が決定しますと、町は100%の納入が義務づけられています。それで町が保険料を徴収した場合、それに足りないという、そういった状況も起こってくると。そういった場合についてですね、国保の財政化基金が設置されているので、これを広域連合が貸しますよという、そういったことでですね、財源不足になったときには、貸し付けられるという、そういった制度がつくられます。ただ、それを借りればですね、それに対する返還をしなきゃいけません。その返還についてはですね、徴収する保険料、そのなかから返還しろということになりますので、保険料に上乗せされ、返還を行うということになります。そうすると高い保険料がさらに高くなっていくという状況になります。これは介護保険の広域連合が発足したときにですね、809円で保険料を設定したのですが、最終的には大きな赤字が出て、40億円赤字が出て、県の財政安定化基金から借りたわけなんですけど。それによって、また保険料が大幅にアップしたという、そういったことがあるので、これに手を出すとは、本当に、住民負担がふえていくということになるので、やはりこういった形ではなくて、一般会計からの繰り入れを少しでも、やっぱりそういったところを、保険料の軽減を図っていくことが必要です。

先ほども言ったように、厚生労働省は一般会計からの繰り入れには、それぞれの自治体で判断

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

していただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないという、国もこういったふうなことを言っているんですけど、ぜひですね、今後とも一般会計からの繰り入れということ念頭において、国保の運営をやっていたいただきたいと思います。

続いて、3 点目の子育て支援について伺います。

まず第一点目、就学援助制度の新入学準備費用の要保護世帯の国の補助単価が 2 倍になったが、町が単独で行っている準要保護についてはどうなのかを伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要保護世帯における新入学準備費用の国の補助単価が 2 倍になる予定との情報は、もう事前に福岡県から通知があっており、把握はしておりました。今後、実際に国や福岡県から通達を受けてからの判断・方針決定になりますが、準要保護世帯への新入学準備費用も、同様の対応をする必要があると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

これを国が 2 倍化したというところはですね、やはり新入生全員が購入するランドセルやまた中学生になった時の制服、そういったものの費用がですね、やっぱり就学援助の費用と大きく乖離しているという、そういったところからですね、国もこの抜本的な引き上げをやったわけなんですけど。例えば、現行がですね、小学校が 2 万 4 7 0 円、これが 4 万 6 0 0 円に引き上げられる。中学校は 2 万 3, 5 5 0 円が 4 万 7, 4 0 0 円ということになっています。ただやっぱり入学する場合にはですね、本当に大きな、やっぱり費用が必要になってきて、ランドセルもやっぱり数万円かかるとかね、いろいろ大変なので。中学校 1 年生では制服だけで平均 4 万 6, 0 0 0 円、体操服や上着、カバンなどを含めると入学前に 1 0 万円以上かかるという、そういった実態がある中でですね、やっぱりこれは上げなければいけないということで、こういうふうになったんですけど。要保護については、これは生活保護法第 6 条第 2 項の規定により、扶助費としてですね、されるわけですけど、準要保護についてはですね、これは町がですね、決めるということになっているので、ぜひ町にやっていただきたいというふうに思っています。この中でも、国がですね、町に対してそんなふうには要保護はちゃんと措置するんだから、準要保護についてもやりなさいという通達が出てきていると思うんですけど。でも、もともとはですね、要保護も準要保護も国の責任でやっていたというところがあるわけですね。それで 2 0 0 4 年ぐらいに、

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

これはもう一般財源化するというところで、準要保護については町で責任を持ってといって切ったわけなんです。そういった点ではですね、町としてはちゃんと財政措置もしないで、町に責任転嫁して自分たちだけという指導すること自体が納得できないとかいう、そういった声もあっていますけど。もともと、やっぱりそれは当然、教育は国が保障するものであってですね、全国どこでも同じ水準で受けなければいけないという状況です。今、それぞれの町で準要保護をやっていく状況の中では、後でも触れますけど、資格の問題とかそういったので、それぞれの町で水準が違うというところにやっぱり大きな問題があるので、そういった点ではですね、これは当面はやっぱり、そういった生徒・児童にですね、負担を犠牲にするのではなくて町がちゃんと担保するということと、それと同時に国に対してもですね、教育は国の責任でやっていけという、そういったことをですね、やるべきだというふうに思っております。ぜひですね、そういった声もですね、町としても上げていただきたいというふうに思っています。

続きましてですね、2 点目、昨年度就学援助の所得基準を下げ、新たに就学援助を縮小した自治体の 27 市町村に芦屋町が上がっています。文科省は影響の出ないように対応することを求めていたましたが、町はなぜ対応していないのか。また、このことにより就学援助を打ち切られた生徒はどのくらいいるのか。これについて伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、川上議員が御指摘されましたのは、平成 27 年 10 月の朝日新聞記事に基づくものと思われませんが、芦屋町は就学援助の所得基準を下げたわけではございません。平成 25 年 8 月から、3 カ年かけて、国の生活保護の所得基準が見直されたことを言われているものと理解いたします。

平成 25 年度まで、芦屋町の就学援助の所得基準は生活保護の 1.3 倍でした。そして、平成 26 年度から現在までも、所得基準は 1.3 倍のままです。平成 26 年度から生活保護の所得基準見直しにあわせて、町の就学援助の基準変更を検討した結果、1.3 倍のままでもほとんど影響がないことが判明したので、所得基準を変更しませんでした。そして、この内容を福岡県の調査に回答したところ、芦屋町を含めた 27 自治体が実質引き下げのように報道されたものと認識しております。

なお、平成 25 年度の所得基準だと就学援助が受けられたのに、平成 26 年度の所得基準だと就学援助が受けられなかった世帯はおりませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

対象者はいなかったということと、芦屋町は所得基準が1.3倍を維持しているということですが、それはそれでね、そうなんでしょうけど、生活保護基準が下げられたといた中で1.3倍になるということは、その前の水準でいけば、例えばこれが1.275倍になるという可能性だってあるわけです。今回言われるように、その対象におっちはじかれた方はいないというふうになるんですけど、もともとそういったように下げられたら、今度ボーダーラインにおける方々なんかははじかれる可能性もあるし、また就学援助を受けようとしていた方が、その前の基準の1.3倍なら受けられたのに、新しい基準の1.3倍になったときには受けられないという、そういった方も出てくるという。国の方法はそういった誤差があるから、その誤差をちゃんと元の基準でから判断してしなければならぬですよという通達を出したわけですよ。そういった点では、そのその隙間を町がちゃんと考えた中で対応して行って、ボーダーラインではじかれるような人がないようにしなさいという、そういったことが必要じゃないかなと思っています。これも先ほど言ったように、もともとは国がちゃんと本来的な責任を持ってやらないいけないのを、それを町に転嫁しているところに大きな問題があるんですけど。ただ、言ったように、町の都合、国の都合でそれに犠牲になる児童や生徒が1人もあってはならないというのが私たちの考えです。その点です、やはり、調整した中で基準で就学援助の対象判断を行うという、そういったことが私は必要じゃないかなと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

調整といいますか、基準の引き下げ等については、平成27年10月から通学費補助もスタートし、先ほど御指摘もありました新入学準備費用の増額も国で検討されております。このため、町では現在、所得基準を引き下げる予定はありません。また、遠賀郡内と比較しても、芦屋町が突出して厳しい基準というわけではありません。少なくとも、水巻町、岡垣町よりは認定しやすい基準となっております。なお、国のほうでもさまざまな政策を検討しているようですので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町ではね、対象者がおらなかったということをおっしゃっていますが、例えば同じような内容で岡垣町では、そういったふうで対象者が出て、前年は受けられたが、明くる年はこの基準によ

平成 29 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

って受けられなかったという児童がいたという、そういったこともありますのでですね、その点は本当に児童や子供が犠牲になることがないように町としてもちゃんとやっていただきたいと思っています。

それと、前回のときに入学準備金の入学前支給はどういったふうになったのか、どうするのかということを聞いたんですけど、そのときの課長の答弁ではいろいろな煩雑な手続なので、芦屋町は今までどおりにやりますということでした。しかし、その後、遠賀郡内でもですね、岡垣、遠賀、水巻なんかもやるという方向で水巻は来年度からしますし、福岡県内も多くの自治体が入学準備金を入学前にやるという、そういった方向で調整が進んでいます。芦屋町はどうなったのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員御指摘のように、北九州市など近隣でも前倒し支給を始める自治体がふえ始めましたので、平成 29 年度には芦屋町も再度検討する必要があると考えております。なお、北九州市や宗像市など、他自治体の導入手法をよく研究し、遠賀郡内でも意見交換をしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、新年度からというのは今の状況では無理ですけど、来年度からはですね、実現できるように。これは、一つは新たに予算がいるものではなくて、手続上、早く進めれば良いというだけの問題であるということで、どこの自治体もですね、これに取り組むという要求があるのであれば、これに取り組むとなっておりますので、ぜひですね、来年度からの実施をお願いいたします。

それと最後にですね、子ども医療費の減額調整措置についてです。

芦屋町では県内でも先進的に中学 3 年までの医療費無料化を実現したが、国はこの制度に対して国保の減額調整措置を行っている。しかし、昨年暮れ、厚労省は一億総活躍プランに基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果についての通達を出し、国保の減額調整措置を行わないことを求めた。この見直しにより生じた財源により、さらなる子ども医療の拡充をできないのかを伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

国が平成 28 年 10 月に、医療保険制度における子供の自己負担額分に係る医療補助について調査したところ、市町村ごとに、対象年齢、自己負担の有無などでさまざまな違いはあるものの、未就学児に限定した場合、全ての市町村で何らかの医療助成をしていることが明らかになりました。このため、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療助成については、国保の減額措置を行わないことになりました。

町としても、昨年の 10 月から中学 3 年までの入院・通院を無料にしたばかりであり、平成 30 年度からの国保の広域化もあるため、現段階では、新たな子ども医療費への助成は考えていません。また、国は見直しにより生じた財源については、さらなる医療費助成への拡大ではなく、他の少子化対策に充てることを求めています。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ちょっと聞き逃したんですけど、これによってですね、どのくらいの財源が出るとかそういったところはわかっていますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まずですね、国保の仕組みを簡単に御説明いたします。

仮に窓口の自己負担を 2 割としますと、残り 8 割のうち、50%は保険税等で、残りの 50%は国庫負担と国、県の調整交付金で賄っています。減額調整措置というのは、地方の単独事業によって、一部負担金が軽減された場合は、その分は、当該自治体が負担すべきものとされており、国庫の公平な配分という観点から、減額調整がされているものです。窓口負担の額により、減額調整率が決まっており、助成金を含む医療費にこの減額調整率を乗じて、国庫負担等が算出されています。また、県も独自の助成を行っていることから、芦屋町における国保の減額調整措置の額を算出することは、難しいと思われます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

金額的にはなかなか出ないということですが、ここにもある、厚労省の通達にもあるようにですね、確実にあの減額調整措置を行わないことによって、交付金がふえるという、そういった点



だけは確かです。ただ、厚労省が医療費の助成の拡大に使ってはいけないですよ、少子化対策の拡充に充てる方向に持っていきなさいという、そういったことを言っているんですけど。ほかの少子化のほうに持って行って、そしてその浮いた財源を医療費に充てれば一緒のことじゃないかなと思いますけど。とにかく、やろうと思えばですね、できるわけです。ただ、今度のうちの医療費拡充となれば、高校生までというふうになっていますので、それは大変なところもありますし、最近ではやっぱり定住対策ですね、22歳まで医療費無料化をやったところも、自治体も出てきています。国も医療にですね、少子化って対策の拡充に行いなさいという、そういった点からどういったふうに感じるかということで、最後にちょっと町長に伺いますけど、やっぱり定住促進とかですね、そういったことで町の人口をふやしていくということが今、必要ですし、芦屋町も一生懸命やっています。やはり子育て支援がどれだけ定住化促進につながるかということで。例えば徳島県ですね、板野町ではですね、人口が15年ぶりに増加したということで、ここは14年に0.94に落ち込んでいた合計特殊出生率が16年では1.48までV字回復したということで、ここは保育料の無料化をやっぱり中心的にやっています。

それから、県レベルでは、鳥取県なんかはですね、自治体消滅論で言えば、お前のところ、鳥取県なんて県ではないというような言い方をされていますけど、ここなんかでも、09年から14年までの6年間の移住者数は4万3,444人というのは、全国一位の実績となっているということで。ここもやはり移住、定住促進施策として、県として保育料の無償化を支援するということですね、県としてもそういったところに対して補助金、2分の1の補助をやったりということ。そういった補助金を使ってですね、県内の自治体は第1子からの保育料の完全無料化を行っていくという、そういったことでやはり定住促進を進めていっていくという問題があります。

それから、前回にした給食費の無料化、これもですね、まだ多くはありませんけど、例えば、12月19日付の朝日新聞の一面では「給食費無料化 じわり拡大」ということですね、これも人口の多いところ、例えば大田原市というところでは2億7,000万円の投入とか、相生市では1億790万円、みどり市は2億2,000万円とか小規模自治体ではなくて、大きなところですね、これに取り組んで、やっぱり定住促進を進めているということでもあります。これ、芦屋町もいろいろやっていますが、やはりこういった財源を使って、特に国保に関してはですね、国保の支援制度が国から今度は降りてきますので、これによって大体芦屋町でも2,500万ぐらいですね、歳入があっています。今後からは、確かこれを2倍にするということで5,000万近くの支援金が入ってくるというふうに思いますので、そういったものを使いながら、定住促進のためのですね、子育て支援策をやっていくべきじゃないかと思いますが、その点、町長に最後に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子育て支援策というのは、たくさんあるわけですが、定住化促進のメニューとして芦屋町もいろいろなメニューを出させていただいておるわけですが、ただ、今の川上議員の、今回の質問の、国保の見直しに生じた財源ということで、質問ということでございますので、他の子育て支援のことを言うと話が長くなりますので、その点についてです。

まだこの財源というのがまだはっきりしていない。恐らく、そう大した金額ではないかというふうに言われておることであるわけであります。あと、こういう子育て世代が、今、何を求めているか、まずニーズ調査をしなければならないと思います。今、何をしてもらいたいか。一番何をしてもらいたいかというのが、一番大事なのではないかと思っております。そういうことを調査しながら、子育て支援策を拡大していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。